

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月24日

【会社名】 GMOアドパートナーズ株式会社

【英訳名】 GMO AD Partners Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋口 誠

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」にて行っております。)

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 菅谷 俊彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 菅谷 俊彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年3月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月19日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円90銭 総額171,781,090円

ロ 効力発生日

2022年3月22日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

遠隔地の株主様等多くの株主様が株主総会へ出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減し株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款第12条につき変更を行う。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日から施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第15条につき所要の変更を行う。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）11名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）として、橋口誠氏、熊谷正寿氏、堀内敏明氏、菅谷俊彦氏、佐久間勇氏、須田昌樹氏、伊藤幹高氏、渡部謙太郎氏、徳永伸一郎氏、安田昌史氏、および有澤克己氏の11名を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、岩濱みゆき氏、杉野知包氏、熊谷文磨氏、および稲葉幹次氏の4名を選任する。

#### 第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	132,362	185	0	(注)1	可決 99.86
第2号議案 定款一部変更の件	131,151	1,395	0	(注)2	可決 98.95
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）11名選任の件					
橋口 誠	130,836	1,711	0		可決 98.71
熊谷 正寿	130,730	1,817	0		可決 98.63

堀内 敏明	131,058	1,489	0	(注) 3	可決	98.88
菅谷 俊彦	131,042	1,505	0		可決	98.86
佐久間 勇	128,785	1,486	0		可決	97.16
須田 昌樹	128,784	1,487	0		可決	97.16
伊藤 幹高	128,766	1,505	0		可決	97.15
渡部 謙太郎	128,765	1,506	0		可決	97.15
徳永 伸一郎	128,781	1,490	0		可決	97.16
安田 昌史	128,679	1,592	0		可決	97.08
有澤 克己	128,673	1,598	0		可決	97.08
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件						
岩濱 みゆき	129,058	1,213	0		可決	97.37
杉野 知包	128,913	1,358	0	(注) 3	可決	97.26
熊谷 文麿	128,619	1,652	0		可決	97.04
稲葉 幹次	129,003	1,268	0		可決	97.33
第5号議案 会計監査人選任の件	129,096	1,173	0	(注) 1	可決	97.40

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。